

サイクルトレイン利用促進事業委託業務 企画提案型プロポーザル募集要領

1 企画提案プロポーザルの目的

愛媛県内において運行している3路線のサイクルトレイン（えひめ・しまなみリンリントレイン、予土線サイクルトレイン、サイクルトレイン愛ある伊予灘号）の活用方法及びその沿線の観光スポット等の魅力をメディア等を通じて広く発信し、認知度と利用促進を図ることを目的とするための企画提案を求めるとともに、当該業務の委託先を選定するために実施するものである。

2 委託業務の概要

- (1) 名 称：サイクルトレイン利用促進事業委託業務
- (2) 目 的：愛媛県内にて運行している、「えひめ・しまなみリンリントレイン」、「予土線サイクルトレイン」、「サイクルトレイン愛ある伊予灘号」やその沿線の観光スポット等に係る魅力について、メディア等を通じ広く発信し、認知度と利用促進を図る。
- (3) 内 容：別添「仕様書」のとおり
- (4) 期 間：契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 事業費

3,400,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

内訳

えひめ・しまなみリンリントレイン：1,600,000円以内
（グレーターしまなみ・えひめ推進協議会）

予土線サイクルトレイン：1,080,000円以内
（予土県境地域連携実行委員会）

サイクルトレイン愛ある伊予灘号：720,000円以内
（愛ある伊予灘サイクルトレイン利用促進協議会）

事業の実施に当たっては、各協議会及び実行委員会（以下「委託者」という。）が各サイクルトレインのプロモーション事業経費として計上している上記各予算額の上限を超えないように調整・管理を行うこと。

4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(4)の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

5 参加申し込み

参加を希望する提案者は、令和8年8月4日(火) 17時までに別添「参加表明書(別紙①)」を電子メール、持参、郵送(必着)又はFAXにて「14 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。(FAXの場合は、送信後下記事務局へ電話して受信を確認すること)

注) 共同企業体で応募する場合は、共同企業体の構成員全員分の参加希望書を提出すること。また、共同企業体の代表者及び構成員の役割分担についての資料も提出すること(様式任意)。

6 企画提案書

(1) 提出書類

①形式: 原則としてA4判縦、横書き、左綴じ(着色・両面印刷可)

②内容

- ・概要(全体構成、サイクルトレイン及び沿線の観光スポット等に係る魅力を広く発信するうえでのアピールポイント等)
- ・スケジュール
- ・収支計画書(又は経費見積書)

③その他必要書類

- ・提案者概要(設立年月日、代表者名、所在地、これまでの主な受託事業等)

④備考

- ・提案書の表紙には、タイトル「サイクルトレイン利用促進事業委託業務企画提案書」、提出年月日、会社名(正本のみ押印)を記載すること。

(2) 提出部数

企画提案書 10部(うち正本1部)、見積書 1部

(3) 提出期限及び提出方法

提出日 令和8年8月18日(火) 17時までに提出

提出方法 郵送(必着)又は持参にて「13 問い合わせ先・提出先」へ提出すること

(4) その他

- ・企画提案書を取り下げる場合は、別添「取下げ願い書(別紙②)」を提出すること。なお、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下げ願い書を提出するものとする。
- また、取下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

7 審査

審査は企画提案書をもとに、審査会を設置し、審査を行う。

8 企画提案に必要な視点

- (1) 業務内容に対する理解度
 - ・事業の趣旨及び目的を十分に理解し、事業目的に沿った提案
 - ・仕様書に記載されている内容が反映されている提案
- (2) 提案内容の具体性・実現性・優良性
 - ・仕様書に基づく提案内容に具体性・実現性があり、かつ効果が見込める提案
 - ・サイクルトレインや沿線の観光スポット等の魅力を訴求し、サイクリストの訪意欲が高まる提案
- (3) 提案内容の独創性
 - ・業務の実効性を高める観点での、企画提案者の知見や強みを生かした独自発想や創意工夫がもりこまれている提案
- (4) 業務遂行の安定性
 - ・実施スケジュールが実現可能な提案
 - ・業務を確実に遂行するための、運営体制が構築できている提案
- (5) 同種業務の受託実績、専門知識及び経験
 - ・事業効果が期待できる同種の受託実績があり、その内容や成果が十分な提案
 - ・必要十分なノウハウや知識、知見を有している提案
- (6) 経費

提案内容を実施するために必要な経費が的確に見積もられているとともに、その額が合理的なものとなっている提案

9 審査結果

- (1) 文書で提案者に通知する。
- (2) 審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

10 スケジュール（予定）

7月28日（火）	公募開始（ホームページ掲載）
8月4日（火）	参加表明書、質問票提出締切
8月18日（火）	企画提案書提出締切
8月中旬～8月下旬	審査会（書面審査）
8月下旬	委託業者決定・契約締結

11 業務実施上の条件

- (1) 委託期間において、必要に応じて委託者との業務打合せを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (2) 連絡調整ができる体制を整えておくこと。

12 その他

- (1) 提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費等は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。

(3) 提出された提案書については返却しないものとする。

13 問い合わせ先・提出先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

グレーターしまなみ・えひめ推進協議会

予土県境地域連携実行委員会サイクルトレイン担当

愛ある伊予灘サイクルトレイン利用促進協議会

(愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局

自転車新文化推進課サイクルツーリズム推進グループ)

担当：宮下、川崎、本田

T E L : 089-947-5451

F A X : 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

※電子メールでの提出の場合は、上記のメールアドレスに加えて

miyashita-toyohiro@pref.ehime.lg.jp

kawasaki-miwa@pref.ehime.lg.jp

honda-himari@pref.ehime.lg.jp

のアドレスにも送付するとともに、担当者の上席を宛先に追加のうえ、期間内に送付してください。

なお、受信確認のため、メール送付後は必ず電話連絡を行ってください。

担当者が、代表者である場合は、その旨メール本文に記載してください。